# 氷見市立地適正化計画に基づく届出制度について

#### ■計画策定の背景・目的

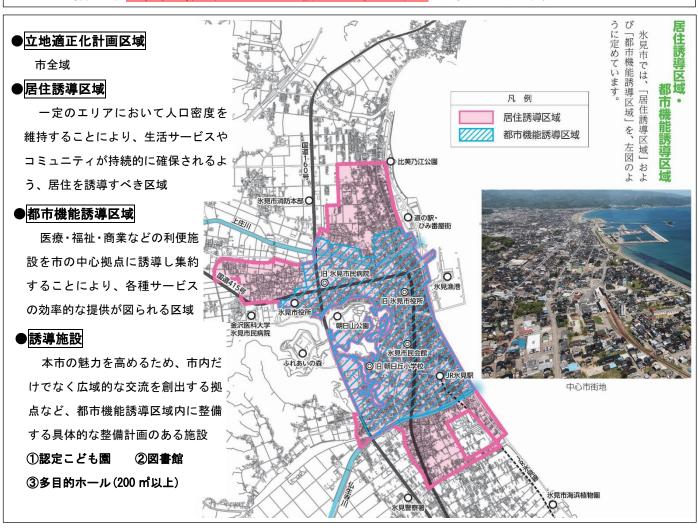
氷見市では、少子高齢化や人口減少が進む社会においても、生活サービスに関連する医療・福祉・商業などの利便施設と住宅が身近に立地するよう緩やかに誘導を図りながら、公共交通と連携して、健康で豊かな生活を持続できるまちづくりを促進するため、「氷見市立地適正化計画」を策定しました。

#### ■計画の概要

立地適正化計画では、持続可能な都市構造を実現するため、具体的な戦略として下図のような区域や誘導施設などを定めています。

#### ■届出制度

この計画の公表(平成31年3月31日)により、居住や都市機能を誘導する区域の内外で一定の行為を される場合は、工事等に着手する日の30日前までに市への届出が必要になります。



# 居住誘導区域外で届出が必要な行為と届出様式

して3戸以上の住宅とする場合

# ・3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行 横式 1 為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの ・3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更 様式 2

# 立地適正化計画区域(氷見市全域) 居住誘導区域 都市機能誘導区域

\*届出の判断イメージ

届出不要

届出不要届出必要

\*なお、上記4つの届出内容の変更をする場合、「様式3」の変更届出書を提出してください。

#### 都市機能誘導区域外で届出が必要な行為と届出様式

・誘導施設を有する建築物の開発行為を 行おうとする場合
・誘導施設を有する建築物を新築しよう とする場合
・改築、または用途を変更して誘導施設を 有する建築物とする場合

#### \*届出の判断イメージ



\*なお、上記3つの届出内容の変更をする場合、「様式6」の変更届出書を提出してください。

#### 届出添付書類(様式1~6)

区分	添付書類	縮尺
開発行為の場合	①当該行為を行う土地の区域並びに当該行為内及び当該区	1/1,000 程度
(様式 1・様式 3・	域の周辺の公共施設を表示する図面(位置図)	
様式 4・様式 6)	②設計図(土地利用計画図)	1/100 程度
	③その他参考となる事項を記載した図書(計画敷地求積図)	1/100 程度
建築等行為の場合	●敷地内における建築物の位置を表示する図面(配置図)	1/100 程度
(様式 2・様式 3・	❷住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図	1/50 程度
様式 5・様式 6)	❸その他参考となる事項を記載した図書(位置図、求積図)	位置図 1/1,000、求積図 1/100 程度

#### 都市機能誘導区域内で届出が必要な行為と届出様式

・誘導施設を休廃止しようとする場合様

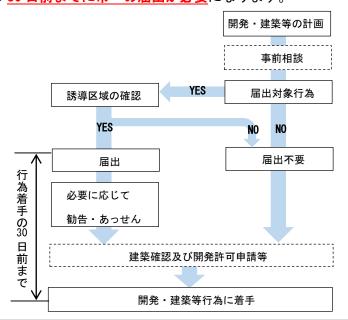
**様**式 7

[添付書類]上記①+その他参考となるべき事項を記した図面(都市機能の用途及び面積がわかる図面)

# 届出の時期・手続きの流れ

開発行為・建築等の行為の着手、もしくは誘導施設の休廃止

の30日前までに市への届出が必要になります。



#### 届出書の様式

[住宅の建築等]

- 様式1 (開発行為)
- 様式 2 (建築行為等)
- 様式 3 (変更)

[誘導施設の建築等]

- 様式 4 (開発行為)
- 様式5 (建築等行為)
- 様式6 (変更)

[誘導施設の休廃止]

様式7 (休廃止)

#### 届出書の部数

• 1 部

計画や区域、並びに届出に関する詳しい内容は、以下にお問合せ下さい。

#### [お問合せ先]

HP

〒935-8686 氷見市鞍川 1060 番地 氷見市 建設部 都市計画課 都市政策担当 (氷見市役所 2 階)

TEU 0766-74-8078 FAX 0766-74-8104 Mail toshikeikaku@city.himi.lg.jp

https://www.city.himi.toyama.jp/hp/departmentTop/kensetsu/toshikeikaku/toshiseisaku